（登録の申請）

第九条　法第四十四条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　［略］

二　許可試験（法第四十三条第三項に規定する許可試験をいう。以下同じ。）を行う事業所の名称及び所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　法第四十六条第一項第二号イに規定する部門（以下「許可試験部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

四　法第四十六条第一項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

［イ～ホ　略］

五　次の事項を記載した書面

イ　法第四十五条各号のいずれかに該当する事実の有無

［ロ～ホ　略］

ヘ　法第四十六条第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無

ト　［略］

チ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）の氏名、住所、代表権の有無及び略歴（法第四十六条第一項第三号に規定する特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。）に該当するか否かを含む。）

リ　［略］

3　［略］

（登録の更新の申請）

第十条　法第四十七条第一項の登録の更新を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　略］

［2・3　略］

（事業所の変更の届出）

第十一条　法第四十九条の規定により事業所の所在地の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　略］

（試験業務規程の認可申請手続）

第十二条　登録試験機関（法第四十三条第三項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）は、法第五十条第一項前段の規定により許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に試験業務規程及び許可試験に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

（登録の申請）

第九条　法第二十六条の二の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　［同上］

二　許可試験（法第二十六条第三項に規定する許可試験をいう。以下同じ。）を行う事業所の名称及び所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第二十六条の四第一項第二号イに規定する部門（以下「許可試験部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

四　法第二十六条の四第一項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

［イ～ホ　同上］

五　次の事項を記載した書面

イ　法第二十六条の三各号のいずれかに該当する事実の有無

［ロ～ホ　同上］

ヘ　法第二十六条の四第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無

ト　［同上］

チ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）の氏名、住所、代表権の有無及び略歴（法第二十六条の四第一項第三号に規定する特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。）に該当するか否かを含む。）

リ　［同上］

3　［同上］

（登録の更新の申請）

第十条　法第二十六条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［2・3　同上］

（事業所の変更の届出）

第十一条　法第二十六条の七の規定により事業所の所在地の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　同上］

（試験業務規程の認可申請手続）

第十二条　登録試験機関（法第二十六条第三項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）は、法第二十六条の八第一項前段の規定により許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に試験業務規程及び許可試験に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。